

神戸学院大学学科目履修規則（抄）

（昭和41年4月1日
制 定）

最新改正 2016年4月1日

（総 則）

第1条 卒業資格を得るための履修は、神戸学院大学学則（以下「学則」という。）第13条から第23条までの規定及びこの規則の定めるところによる。

- 2 学則別表第1及び別表第2に示す各授業科目の配当年次は、この規則の別表第1及び別表第2に示すとおりである。
- 3 学則別表第3に示す教職課程に関する授業科目については別に教職課程履修規則で定める。
- 4 学則別表第4に示す博物館学芸員課程に関する授業科目については別に博物館学芸員課程履修規則で定める。

（授業科目と単位数）

第2条 学則第16条により、学生の修得すべき科目数と単位数とは以下のとおりとする。

学 部	学 科		科 目 数 と 単 位 数
法 学 部	法律学科	共通教育科目	<ol style="list-style-type: none"> 1 共通教育科目から合計24単位以上を修得すること。 2 リテラシー科目群に開設される外国語分野から8単位以上を修得しなければならない。
		専門教育科目	<ol style="list-style-type: none"> 1 導入専門教育科目から8単位以上を修得すること。 2 一般専門教育科目の主要専門教育科目から、14単位以上を修得すること。 3 一般専門教育科目のコース専門教育科目・コース基幹科目から26単位以上を修得すること。 4 上記1～3を含め、合計90単位以上を修得すること。 5 一般専門教育科目の特別演習科目は、12単位以内を卒業に必要な修得単位として認める。 6 一般専門教育科目のキャリアデザイン科目は、8単位以内を卒業に必要な修得単位として認める。 7 一般専門教育科目の関連科目は、12単位以内を卒業に必要な修得単位として認める。 8 総合科目は、10単位以内を卒業に必要な修得単位として認める。
			上記を含め、合計124単位以上を修得すること。

学 部	学 科		科 目 数 と 単 位 数
経済学部	経済学科	共通教育科目	<p>1 共通教育科目から合計24単位以上を修得すること。</p> <p>2 リテラシー科目群に開設される外国語分野から8単位以上を修得しなければならない。</p>
		専門教育科目	<p>1 基幹科目から32単位以上を修得すること。</p> <p>2 専門リテラシー科目から8単位以上を修得すること。</p> <p>3 上記1、2を含め基幹科目、専門リテラシー科目および演習科目から合計60単位以上を修得すること。</p> <p>4 企業経済コースにおいては、企業経済コース科目から20単位以上、公共経済コースにおいては、公共経済コース科目から20単位以上、総合経済コースにおいては、総合経済コース科目から20単位以上を修得すること。</p> <p>5 4年次に卒業論文もしくは企業経済コースにおいては、企業経済特講、公共経済コースにおいては、公共経済特講、総合経済コースにおいては、総合経済特講のいずれかの単位を修得しなければならない。</p> <p>6 上記1～5を含めて、合計100単位以上を修得すること。</p> <p>7 4年次において最低10単位の専門教育科目を修得しなければならない。ただし、4年次において交換留学及び派遣留学中の学生は、この適用を除外する。</p> <p>8 キャリアアップ関連科目は12単位以内を卒業所要単位として算入することができる。</p> <p>9 経営学関連科目は14単位以内を卒業所要単位として算入することができる。</p> <p>10 法学関連科目は16単位以内を卒業所要単位として算入することができる。</p> <p>11 共通教育科目の卒業所要単位合計24単位を超えて単位を修得した場合、8単位分までは選択科目の単位として卒業所要単位に算入することができる。ただし、4年次において修得が必要な専門教育科目10単位への算入はできない。</p>
			上記を含め、合計124単位以上を修得すること。
経営学部	経営学科	共通教育科目	<p>1 共通教育科目から合計24単位以上を修得すること。</p> <p>2 リテラシー科目群に開設される外国語分野から8単位以上を修得しなければならない。</p>
		専門教育科目	<p>1 コア科目選択必修科目から12単位以上を修得すること。3年次への編入学者及び転入学者については、8単位以上を修得すること。</p> <p>2 経営・商学コースにおいては、経営・商学コース選択必修科目から20単位以上、会計コースにおいては、会計コース選択必修科目から20単位以上、経営情報科学コースにおいては、経営情報科学選択必修科目から20単位以上を修得すること。ただし、それぞれのコースにおいて、第3年次及び第4年次に配当される選択必修科目から6単位以上修得しなければならない。3年次への編入学者及び転入学者については、経営・商学コースにおいては、経営・商学コース選択必修科目から12単位以上、会計コースにおいては、会計コース選択必修科目から12単位以上、経営情報科学コースにおいては、経営情報科学選択必修科目から12単位以上を修得すること。</p> <p>3 専門語学から4単位以上を修得すること。3年次への編入学者及び転入学者については、2単位以上を修得すること。</p> <p>4 上記1、2、3を含めて合計100単位以上を修得すること。</p> <p>5 4年次において最低8単位の専門教育科目を修得しなければならない。ただし、4年次において交換留学及び派遣留学中の学生は、この適用を除外する。</p> <p>6 法学関連科目は12単位以内を卒業所要単位として算入することができる。</p>
			上記を含め、合計124単位以上を修得すること。

学 部	学 科		科 目 数 と 単 位 数
人文学部	人文学科	共通教育科目	1 共通教育科目から合計34単位以上を修得すること。 2 リテラシー科目群外国語分野から12単位以上を修得すること。 3 リベラルアーツ科目群の3つ以上の分野から合計6単位以上を修得すること。
		専門教育科目	1 専門教育科目から合計80単位以上を修得すること。 2 基礎専門教育科目から演習科目4単位以上を含め、12単位以上を修得すること。 3 学部共通科目から8単位以上を修得すること。 4 専攻領域専門教育科目から、卒業研究4単位及び演習科目8単位以上を含め、30単位以上を修得すること。 5 専攻領域以外の専攻コース専門教育科目から10単位以上を修得すること。 6 専攻以外のコース専門教育科目及び人間心理学科関連科目から10単位以上を修得すること。
		上記を含め、合計124単位以上を修得すること。編入学者及び転入学者の修得すべき科目数と単位数は別に定める。	
	人間心理学科	共通教育科目	1 共通教育科目から合計34単位以上を修得すること。 2 リテラシー科目群から14単位以上を修得すること。 3 リベラルアーツ科目群の3つ以上の分野から合計6単位以上を修得すること。
	専門教育科目	1 専門教育科目から合計86単位以上を修得すること。 2 基礎専門教育科目から10単位以上を修得すること。 3 学部共通科目から8単位以上を修得すること。 4 学科共通科目から卒業論文4単位、演習科目10単位以上を含め、16単位以上を修得すること。 5 領域科目群から専攻領域科目16単位以上、専攻以外の領域科目16単位以上を含め、44単位以上を修得すること。	
		上記を含め、合計124単位以上を修得すること。編入学者及び転入学者の修得すべき科目数と単位数は別に定める。	
現代社会学部	現代社会学科	共通教育科目	1 共通教育科目から合計24単位以上を修得すること。 2 リテラシー科目群に開設される外国語分野から8単位以上を修得しなければならない。
		専門教育科目	1 専門基礎科目の基礎分野から必修科目1科目2単位を含め、10単位以上、共通実習分野の「グループ・アプローチ、ファシリテーター・トレーニング、キャリアプランニングⅠ、キャリアプランニングⅡ」及び「ボランティア・インターンシップⅠ、ボランティア・インターンシップⅡ、インターンシップ」からそれぞれ1単位以上を含め、2単位以上、ゼミナール分野から16単位を修得すること。 2 専門基幹科目の専門語学分野から4単位以上、専門共通分野から必修科目2科目4単位以上を含め、16単位以上、共通実習分野から4単位以上を修得すること。 3 専門分野科目から卒業論文4単位及び3つの専門分野ごとに必修科目(卒業論文を除く)1科目2単位を含め4単位以上、かつ3分野合わせて36単位以上を修得すること。 4 上記1～3を含め、合計100単位以上を修得すること。 5 関連科目は8単位以内を卒業所要単位に算入することができる。
		上記を含め、合計124単位以上を修得すること。	

学 部	学 科		科 目 数 と 単 位 数
現代社会 学 部	社会防災 学 科	共通教育科目	1 共通教育科目から合計24単位以上を修得すること。 2 リテラシー科目群に開設される外国語分野から8単位以上を修得しなければならない。
		専門教育科目	1 専門基礎科目の基礎分野から必修科目1科目2単位を含め、10単位以上、共通実習分野の「グループ・アプローチ、ファシリテーター・トレーニング、キャリアプランニングⅠ、キャリアプランニングⅡ」及び「ボランティア・インターンシップⅠ、ボランティア・インターンシップⅡ、インターンシップ」からそれぞれ1単位以上を含め、2単位以上、ゼミナール分野から16単位を修得すること。 2 専門基幹科目の専門語学分野から4単位以上、専門共通分野から必修科目4科目8単位以上を含め、20単位以上、共通実習分野から8単位以上を修得すること。 3 専門分野科目から2つの専門分野ごとに6単位以上、かつ2分野合わせて28単位以上を修得すること。 4 連携共同科目から4単位以上を修得すること。 上記1～4を含め、合計100単位以上を修得すること。 5 関連科目は8単位以内を卒業所要単位に算入することができる。
			上記を含め、合計124単位以上を修得すること。
グローバル・ コミュニケー ション学部	グローバル・ コミュニケー ション学科	共通教育科目	1 共通教育科目から合計24単位以上を修得すること。 2 リテラシー科目群に開設される外国語分野から8単位以上を修得すること。 3 リベラルアーツ科目群の3つ以上の分野から合計6単位以上を修得すること。
		専門教育科目	1 学部共通科目群から次の単位を含め合計36単位以上を修得すること。 ① 学部基礎科目から6単位以上。 ② 学部講義科目から6単位以上。 ③ 現地研修関連科目から英語コース及び中国語コースは12単位以上、日本語コースは8単位以上。 ④ 卒業研究から必修科目4単位を含め、合計6単位以上。 2 コース科目群から次の単位を含め60単位以上を修得すること。 【英語コース】 ① 演習から6単位以上。 ② 基本英語から20単位以上。 ③ 実践英語から10単位以上。 ④ 英語コース講義科目から10単位以上。 ⑤ 他コースの講義科目から6単位以上。 【中国語コース】 ① 演習から6単位以上。 ② 基本中国語から20単位以上。 ③ 実践中国語から10単位以上。 ④ 中国語コース講義科目から10単位以上。 ⑤ 他コースの講義科目から6単位以上。 【日本語コース】 ① 演習から6単位以上。 ② 基本日本語から20単位以上。 ③ 実践日本語から10単位以上。 ④ 日本語コース講義科目から10単位以上。 ⑤ 他コースの講義科目から6単位以上。 3 上記1～2を含め、合計96単位以上を修得すること。
			上記を含め、合計124単位以上を修得すること。

学 部	学 科		科 目 数 と 単 位 数
総合リハビリテーション学部	理学療法 学 科	共通教育科目	1 共通教育科目から合計10単位以上を修得すること。 2 リテラシー科目群に開設される「標準英語 I a・II a・I b・II b」の4単位をすべて修得すること。
		専門教育科目	1 専門入門分野より10単位以上修得しなければならない。 2 専門基礎分野の「人体の構造と機能及び心身の発達」より16単位以上、「疾病と障害の成り立ち及び回復過程の促進」より20単位以上、「保健医療福祉とリハビリテーションの理念」より5単位以上修得しなければならない。 3 専門分野の「基礎理学療法学」より9単位、「理学療法評価学」より6単位、「理学療法治療学」より22単位以上、「地域理学療法学」より4単位以上、「臨床実習」より22単位修得しなければならない。 4 1～3の要件及び必修科目をすべて含み、合計114単位以上修得すること。
			上記の共通教育科目と専門教育科目の要件を満たし、総合計124単位以上を修得すること。
	作業療法 学 科	共通教育科目	1 共通教育科目から合計10単位以上を修得すること。 2 リテラシー科目群に開設される「標準英語 I a・II a・I b・II b」の4単位をすべて修得すること。
		専門教育科目	1 専門入門分野より7単位以上修得しなければならない。 2 専門基礎分野の「人体の構造と機能及び心身の発達」より15単位以上、「疾病と障害の成り立ち及び回復過程の促進」より19単位以上、「保健医療福祉とリハビリテーションの理念」より6単位以上修得しなければならない。 3 専門分野の「基礎作業療法学」より9単位、「作業療法評価学」より7単位、「作業療法治療学」より25単位以上、「地域作業療法学」より5単位以上、「臨床実習」より21単位修得しなければならない。 4 1～3の要件及び必修科目をすべて含み、合計114単位以上修得すること。
			上記の共通教育科目と専門教育科目の要件を満たし、総合計124単位以上を修得すること。
社会リハビリテーション学科	共通教育科目	共通教育科目から合計10単位以上を修得すること。	
	専門教育科目	1 専門入門科目より12単位修得しなければならない。 2 ゼミナールより18単位を修得しなければならない。 3 社会福祉専門分野、医療・精神保健福祉専門分野、及び生活福祉デザイン専門分野より54単位以上修得しなければならない。 4 基礎実習科目、社会福祉実習科目、及び生活福祉デザイン実習科目より6単位以上修得しなければならない。 5 1～4の要件及び必修科目をすべて含み、合計90単位以上修得すること。	
		上記の共通教育科目と専門教育科目の要件を満たし、総合計124単位以上を修得すること。	
栄養学部	栄養学科 管理栄養学 専 攻	共通教育科目	1年次において、共通教育科目から合計10単位以上を履修しなければならない。
		専門教育科目	必修112単位を修得すること。 専門教育科目112単位以上、共通教育科目の単位を修得した者についてはその単位を含め、合計124単位以上を修得すること。
	栄養学科 生命栄養学 専 攻	共通教育科目	1年次において、共通教育科目から合計10単位以上を履修しなければならない。
		専門教育科目	必修129単位を修得すること。 専門教育科目131 1/3単位以上、共通教育科目の単位を修得した者についてはその単位を含め、合計131 1/3単位以上を修得すること。

学 部	学 科		科 目 数 と 単 位 数
薬 学 部	薬 学 科	共通教育科目	共通教育科目から合計16単位以上を修得すること。
		基礎教育科目	基礎教育科目から6単位以上を修得すること。
		専門教育科目	1 専門教育科目から必修科目85単位、選択必修科目73.5単位以上、6年次 配当のアドバンスト科目6単位以上を含め、合計169単位以上を修得す ること。 2 選択必修科目A群からG群までの各群及び薬学複合科目群において、そ れぞれ次の単位を修得しなければならない。 A群 7.5単位以上 B群 9単位以上 C群 7.5単位以上 D群 10.5単位以上 E群 10.5単位以上 F群 7.5単位以上 G群 9単位以上 薬学複合科目群 12単位以上
		共通教育科目16単位以上、基礎教育科目6単位以上、専門教育科目169単位 以上を含め、合計191単位以上を修得すること。	

2015年度以前の入学生は従前どおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、スポーツサイエンス・ユニットに所属する学生の修得すべき科目数と単位数は以下のとおりとする。

学 部	学 科		科 目 数 と 単 位 数
法 学 部	法律学科	共通教育科目	1 共通教育科目から合計24単位以上を修得すること。 2 リテラシー科目群に開設される外国語分野から8単位以上を修得しな ければならない。
		専門教育科目	1 法律学科専門教育科目から50単位以上修得すること。 2 法律学科専門教育科目修得要件の範囲は、導入専門教育科目、一般専門 教育科目のうち、主要専門教育科目、コース専門教育科目、特別講義科 目、演習科目の基礎演習A、基礎演習B、キャリアデザイン科目のキャ リア形成講座とする。 3 スポーツサイエンス・ユニット専門教育科目から主要実習科目3単位以 上、実習科目6単位以上、専門科目20単位以上、演習科目12単位を含 め50単位以上を修得すること。 4 上記1～3の要件を含め、合計100単位以上を修得すること。
			上記を含め、合計124単位以上を修得すること。
経済学部	経済学科	共通教育科目	1 共通教育科目から合計24単位以上を修得すること。 2 リテラシー科目群に開設される外国語分野から8単位以上を修得しな ければならない。
		専門教育科目	1 経済学科専門教育科目から50単位以上を修得すること。 2 経済学科専門教育科目修得要件の範囲は、選択必修科目（演習Ⅰ、同Ⅱ、 同Ⅲ、同Ⅳ、卒業論文指導及び卒業論文、企業経済特講、公共経済特講、 総合経済特講を除く。）及び選択科目のうち、キャリアアップ関連科目（イ ンターンシップⅠ及び同Ⅱを除く。）とする。 3 スポーツサイエンス・ユニット専門教育科目から主要実習科目3単位 以上、実習科目6単位以上、専門科目20単位以上、演習科目12単位を 含め50単位以上を修得すること。 4 上記1～3の要件を含め、合計100単位以上を修得すること。
			上記を含め、合計124単位以上を修得すること。

学 部	学 科		科 目 数 と 単 位 数
経営学部	経営学科	共通教育科目	1 共通教育科目から合計24単位以上を修得すること。 2 リテラシー科目群に開設される外国語分野から8単位以上を修得しなければならない。
		専門教育科目	1 経営学科専門教育科目から50単位以上を修得すること。 2 経営学科専門教育科目修得要件の範囲は、コア科目（基礎演習Ⅰ及び同Ⅱ、同Ⅲ、演習ⅠA及び同ⅠB、同Ⅱ、卒業論文を除く。）、各コース選択必修科目、専門語学及び専門選択科目（キャリアトレーニング特別講義Ⅰ及び同Ⅱ、キャリアトレーニングⅠ及び同Ⅱを除く。）とする。 3 スポーツサイエンス・ユニット専門教育科目から主要実習科目3単位以上、実習科目6単位以上、専門科目20単位以上、演習科目12単位を含め50単位以上を修得すること。 4 上記1～3の要件を含め、合計100単位以上を修得すること。
		上記を含め、合計124単位以上を修得すること。	
人文学部	人文学科	共通教育科目	1 共通教育科目から合計34単位以上を修得すること。 2 リテラシー科目群外国語分野から12単位以上を修得しなければならない。 3 リベラルアーツ科目群の3つ以上の分野から合計6単位以上を修得しなければならない。
		専門教育科目	1 人文学科専門教育科目から合計40単位以上を修得すること。 2 人文学科専門教育科目修得要件の範囲は、基礎専門教育科目（1年次配当科目のみ）、学部共通科目（1年次配当科目のみ）、コース専門教育科目のうち指定される科目及び人間心理学科関連科目とする。 3 スポーツサイエンス・ユニット専門教育科目から主要実習科目3単位以上、実習科目6単位以上、専門科目20単位以上、演習科目12単位を含め50単位以上を修得すること。 4 上記1～3の要件を含め、合計90単位以上を修得すること。
		上記を含め、合計124単位以上を修得すること。	
	人間心理学科	共通教育科目	1 共通教育科目から合計34単位以上を修得すること。 2 リテラシー科目群から14単位以上を修得しなければならない。 3 リベラルアーツ科目群の3つ以上の分野から合計6単位以上を修得しなければならない。
	専門教育科目	1 人間心理学科専門教育科目から40単位以上を修得すること。 2 人間心理学科専門教育科目修得要件の範囲は、基礎専門教育科目、学部共通科目（1年次配当科目のみ）、学科共通科目（1年次配当科目、心理統計法及び心理学史のみ）、領域科目群のうち指定される科目及び学科関連科目群とする。 3 スポーツサイエンス・ユニット専門教育科目から主要実習科目3単位以上、実習科目6単位以上、専門科目20単位以上、演習科目12単位を含め50単位以上を修得すること。 4 上記1～3の要件を含め、合計90単位以上を修得すること。	
		上記を含め、合計124単位以上を修得すること。	

(履修登録)

第3条 学生は、所定の手続きに従い履修希望の科目を届け出て承認を得なければならない。承認により履修科目を登録される。同一時限の授業科目を重複して届け出ること、又は上級年次の科目を届け出ること、および午前又は午

後において連続する時限で異なるキャンパスの授業科目を届け出ることとはできない。登録後の履修科目の変更は特別の事情のない限り認めない。

2 単位互換等の場合は、別に取り扱う。

(履修制限)

第4条 履修科目の登録は、次のとおり制限する。

(1) 法学部については、各学期において24単位以内とする。通年科目については、その科目の単位数を前期・後期に2分割し、それぞれの学期の履修単位とする。ただし、編入学、転入学生については別に定める。

(2) 経済学部については、次の表のとおりとする。ただし、編入学、転入学生については別に定める。

学 部	学 科		1 年 次		2 年 次		3 年 次		4 年 次	
			前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期
経済学部	経済学科	共通教育 目 科	12単位 以内	12単位 以内	24単位 以内	24単位 以内	24単位 以内	24単位 以内	24単位 以内	24単位 以内
		専門教育 目 科	12単位 以内	12単位 以内						

通年科目については、その科目の単位数を前期・後期に2分割し、それぞれの学期の履修単位とする。

(3) 経営学部については、次の表のとおりとする。ただし、編入学、転入学生については別に定める。

学 部	学 科		1 年 次		2 年 次		3 年 次		4 年 次	
			前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期
経営学部	経営学科	共通教育 目 科	12単位 以内	12単位 以内	24単位 以内	24単位 以内	24単位 以内	24単位 以内	24単位 以内	24単位 以内
		専門教育 目 科	12単位 以内	12単位 以内						

通年科目については、その科目の単位数を前期・後期に2分割し、それぞれの学期の履修単位とする。

- (4) 人文学部人文学科及び人文学部人間心理学科については、各学期において24単位以内とする。
- (5) 現代社会学部現代社会学科及び社会防災学科については、各学期において24単位以内とする。
- (6) グローバル・コミュニケーション学部グローバル・コミュニケーション学科については、各学期において24単位以内とする。
- (7) 総合リハビリテーション学部社会リハビリテーション学科については、別に定める。

2 前項の規定は、2015年度以前の入学生は従前どおりとする。

(履修科目修了の認定)

第5条 各科目の所定の単位は、前期・後期又は通年で与えられる。

第6条 各年次に必修として履修を指定された科目のうち、当該年度に履修しなかつた者若しくは不合格の者については、次の年次において履修の届け出をして承認を受けなければならない。この場合、特別の事情のない限り共通教育科目を専門教育科目より先に、また、下級年次のものを上級年次のものより先に履修するようにしなければならない。

(出欠席)

第7条 共通教育科目、実験・実習、人文学部専門教育科目、グローバル・コミュニケーション学部専門教育科目、総合リハビリテーション学部専門教育科目(臨床実習については別に定める。)及び栄養学部専門教育科目について、出席時数が当該科目の授業予定総時数の3分の2に達しないときは、特別の事情がない限り、その科目の試験を受けることができない。専門教育科目(実験・実習、人文学部専門教育科目、グローバル・コミュニケーション学部専門教育科目、総合リハビリテーション学部専門教育科目及び栄養学部専門教育科目を除く。)の取り扱いについては、別に定めるところによる。

(試験と履修成績)

第8条 試験は、定期試験、追試験及び再試験にわかれる。

(1) 定期試験- 通年の授業科目について各学年末に行う試験(担当教職員から要求があつた場合に学期末に行う試験を含む。)、及び前期あるいは後期だけで終了する科目について、それぞれ学期末に行う試験をいう。ただし、集中講義などによる授業科目については、前述以外の時期に試験を行うことがある。

(2) 追試験- 次の一に該当するために、定期試験に出席できなかつた場合は、それぞれ必要書類を添付又は呈示のうえ願ひ出で、許可を得た者について行う試験をいう。この願ひ出は、定期試験終了後の別に定める期日までに行わなければならない。ただし、通年科目の前期定期試験については、追試験を行わない科目もある。

ア 病気の場合(医師の診断書添付)

イ 配偶者及び1親等、2親等又は3親等の親族死亡の場合

配偶者及び1親等の親族の場合…7日以内

2親等の親族の場合……………5日以内

3親等の親族の場合……………3日以内

(いずれも葬儀の日及び往復の日数を含む。)

ウ 就職試験の場合(キャリア支援グループの証明書添付)

エ 課外活動の場合(学生支援グループの証明書添付)

オ 裁判員候補者又は裁判員(補充裁判員及び選任予定裁判員を含む。)として裁判所へ出向いた場合(裁判所が発行する呼出状等出向を証明する書類呈示)

カ 不慮の事故又は災害の場合(事実を証明する書類添付)

キ その他、正当な事由があると認められる場合

(3) 再試験- 法学部及び現代社会学部の学生が卒業年次において定期試験で不合格となり、卒業所要単位に不足した場合に行う試験をいう。

ア 受験できる者は、不足単位が法学部は4単位、現代社会学部は6単位以内の者とする。

イ 受験できる単位数は不足単位数とする。

ウ 受験できる科目は、卒業年次において不合格となつた科目とする。

エ 実験、実習及び演習については、再試験を行わない。

オ 再試験を願ひ出る者は、1科目につき500円を納入しなければならない。

2 学費及び延滞料の未納者は、学費及び延滞料を完納するまで受験してもその評価は保留される。

第9条 試験における次の行為(以下「不正行為」という。)は禁止する。

(1) 代人として受験すること、又は代人に受験させること。

(2) テキスト、ノート、参考書、六法全書、辞書等を貸借すること。

(3) 持込みを許可されていないテキスト、ノート、参考書、六法全書、辞書等を参照すること。

(4) 携帯電話等を使用すること。

(5) あらかじめ机等に書込み、又はカンニングペーパー等を用意すること(六法全書、辞書等に書込む場合も含む。)

(6) 他人の答案を写し、又は自分の答案を他人に写させること。

(7) 試験内容に関する事項を口頭その他の手段により、他人に教え、又は他人から聞き出すようすること。

(8) 答案用紙を試験教室から持出し、又は破棄すること。

(9) 答案用紙に学籍番号及び氏名を偽つて記載すること。

(10) その他、試験の公正を損なう行為を行い、

又は試験の実施を混乱させること。

- 2 不正行為があつた場合には、別に定める規定により処置するものとし、特に悪質な不正行為を行つた者については学則により懲戒する。

第10条 履修成績は、100点をもつて満点とし、60点未満を不合格とする。その評価は、秀（S）、優（A）、良（B）、可（C）及び不可（D）とする。ただし、再試験の成績評価は、可（C）若しくは不可（D）とする。

秀（S）90点以上	}	合格
優（A）80点以上90点未満		
良（B）70点以上80点未満		
可（C）60点以上70点未満		
不可（D）60点未満		不合格

- 2 認定された単位の表示は、認定（N）とする。

（学籍番号）

第11条 学生には、入学の際に学籍番号が与えられる。この番号は、原則として在籍期間中及び卒業後も変わらない。

（単位の互換）

第12条 学則第17条第1項により他の大学又は短期大学で授業科目を履修することを希望する者は、所属学部長に願い出て許可を受けなければならない。

- 2 前項の規定は、学則第17条第3項により、学生が外国の大学又は短期大学に留学する場合に準用する。

（進級要件）

第13条 各年次における進級の時期は、4月とし、進級要件は、次のとおりとする。

- (1) 各年次において、通算して1年（2学期）以上在学すること（休学期間を除く）。ただし、法学部、人文学部及び総合リハビリテーション学部については、各年次において1学期以上在学することとする（休学期間を除く）。
- (2) 次の学部、学科及び年次においては、進級所要単位を次のとおりとする。

学部	学 科	年次	単 位 数
法学部	法律学科	2年次	共通教育科目から合計14単位以上を含め、共通教育科目及び専門教育科目から合計46単位以上を修得すること。ただし、スポーツサイエンス・ユニットに所属する学生の法律学科専門教育科目修得要件の範囲は、導入専門教育科目、一般専門教育科目のうち、主要専門教育科目、コース専門教育科目、特別講義科目、演習科目の基礎演習A、基礎演習B、キャリアデザイン科目のキャリア形成講座とする。

学部	学 科	年次	単 位 数
人文学部	人文学科 人間心理学科	1年次	共通教育科目と専門教育科目より合計30単位以上修得
		2年次	共通教育科目と専門教育科目より合計60単位以上修得
		3年次	共通教育科目と専門教育科目より合計90単位以上修得。 ただし、人文学科において転コースをした学生の取り扱いについては、別に定める。
現代社会学部 社会防災学科	2年次	専門教育科目のうち入門ゼミナールⅠ・Ⅱを含めて、共通教育科目と専門教育科目より合計40単位以上修得	
グローバルコミュニケーション学部	グローバルコミュニケーション学科	1年次	共通教育科目と専門教育科目より合計30単位以上修得
		3年次	共通教育科目と専門教育科目より合計90単位以上修得
総合リハビリテーション学部	理学療法学科	1年次	共通教育科目と専門教育科目より合計30単位以上修得
		2年次	専門教育科目の1・2年次担当の必修科目60単位を修得
		3年次	専門教育科目の1・2・3年次担当の必修科目88単位を修得
総合リハビリテーション学部	作業療法学科	1年次	共通教育科目と専門教育科目より合計30単位以上修得
		2年次	専門教育科目の1・2年次担当の必修科目57単位を修得
		3年次	共通教育科目と専門教育科目より合計80単位以上修得
栄養学部	栄養学科 管理栄養学専攻	1年次	専門教育科目の1年次担当の必修科目より16単位以上修得
		2年次	専門教育科目の1・2年次担当の必修科目より35単位以上修得
	栄養学科 生命栄養学専攻	1年次	専門教育科目の1年次担当の必修科目より16単位以上修得
		2年次	専門教育科目の1・2年次担当の必修科目より44単位以上修得
薬学部	薬学科	1年次	共通教育科目より16単位以上及び基礎教育科目より6単位以上修得 専門教育科目(1)必修科目…1年次担当の7.5単位 (2)A群より7.5単位以上修得(ただし、GPA1.0以上を進級要件とする。)
		2年次	専門教育科目(1)必修科目…2年次担当の13.5単位 (2)B群より9単位以上修得(3)C群より7.5単位以上修得(ただし、GPA1.0以上を進級要件とする。)
		3年次	専門教育科目(1)必修科目…3年次担当の12単位 (2)D群より10.5単位以上修得(3)E群より10.5単位以上修得(ただし、GPA1.0以上を進級要件とする。)
		4年次	専門教育科目(1)必修科目…4年次担当の12単位(ただし、「薬学総合科目Ⅰ」及び「薬学総合科目Ⅱ」は進級所要単位には算入しない。)(2)F群より7.5単位以上修得(3)G群より9単位以上修得
		5年次	専門教育科目(1)5年次担当の必修科目26単位修得 (2)4年次担当の必修科目「薬学総合科目Ⅰ、薬学総合科目Ⅱ」を修得
			GPAは、1～3年次の各年次において履修した専門教育科目の単位数に評価に応じた下記グレードポイントを乗じ、その合計を履修単位数の合計で除して算出した数値とする。GPAの対象となる科目は別に定める。 グレードポイントは、S=4.0、A=3.0、B=2.0、C=1.0、D=0.0とし、評価なしとなつた科目については、0.0とする。

2015年度以前の入学生は従前どおりとする。

- 2 交換留学・派遣留学中の学生の取扱いについては、別に定める。

附 則

この規則は、昭和41年4月1日から施行する。

附 則（2006年4月1日）

- 1 この規則は、2006年4月1日から施行する。
- 2 第2条第2項については、2005年度入学生から適用する。ただし、人文学部人間文化学科及び人間行動学科の2005年度入学生については、次のとおりとする。

学 部	学 科		科 目 数 と 単 位 数
人文学部	人間文化 学 科	教 養 総 合 教 育 科 目	<ol style="list-style-type: none"> 1 教養総合教育科目から合計26単位以上を修得すること。 2 基礎リテラシー科目群から12単位以上を修得しなければならない。 3 基礎教養科目群から10単位以上を修得しなければならない。ただし、3つ以上の分野から単位を修得しなければならない。
		専 門 教 育 科 目	<ol style="list-style-type: none"> 1 人間文化学科専門教育科目から38単位以上を修得すること。 2 人間文化学科専門教育科目修得要件の範囲は、基礎専門科目群、学部共通科目群（1年次配当科目のみ）、学科共通科目群（1年次配当科目のみ）、領域科目群のうち指定される40科目、学科関連科目群のうち指定される10科目とする。 3 学際教育機構専門教育科目から必修科目を含め60単位以上を修得すること。 4 学際教育機構共通科目から共通実習科目3単位以上、共通専門科目8単位以上、専門外国語科目3単位以上、基礎能力養成科目2単位以上を含め16単位以上を修得しなければならない。 5 防災・社会貢献ユニットに所属する学生にあつては、防災・社会貢献ユニット専門科目のうちユニット実習科目8単位以上、防災コース専門科目及び社会貢献コース専門科目から必修科目4単位（防災概論及び社会貢献概論）のほか、専攻するコースの専門科目14単位以上、演習科目12単位を含め44単位以上を修得しなければならない。 6 上記1～5の要件を含め、合計98単位以上を修得すること。
			上記を含め、合計124単位以上を修得すること。
人間行動 学 科	人間行動 学 科	教 養 総 合 教 育 科 目	<ol style="list-style-type: none"> 1 教養総合教育科目から合計26単位以上を修得すること。 2 基礎リテラシー科目群から12単位以上を修得しなければならない。 3 基礎教養科目群から10単位以上を修得しなければならない。ただし、3つ以上の分野から単位を修得しなければならない。
		専 門 教 育 科 目	<ol style="list-style-type: none"> 1 人間行動学科専門教育科目から38単位以上を修得すること。 2 人間行動学科専門教育科目修得要件の範囲は、基礎専門科目群、学部共通科目群（1年次配当科目のみ）、学科共通科目群（1年次配当科目のみ）、領域科目群のうち指定される40科目、学科関連科目群のうち指定される10科目とする。 3 学際教育機構専門教育科目から必修科目を含め60単位以上を修得すること。 4 学際教育機構共通科目から共通実習科目3単位以上、共通専門科目8単位以上、専門外国語科目3単位以上、基礎能力養成科目2単位以上を含め16単位以上を修得しなければならない。 5 防災・社会貢献ユニットに所属する学生にあつては、防災・社会貢献ユニット専門科目のうちユニット実習科目8単位以上、防災コース専門科目及び社会貢献コース専門科目から必修科目4単位（防災概論及び社会貢献概論）のほか、専攻するコースの専門科目14単位以上、演習科目12単位を含め44単位以上を修得しなければならない。 6 上記1～5の要件を含め、合計98単位以上を修得すること。
			上記を含め、合計124単位以上を修得すること。

- 3 第8条第1項第3号及び第10条第1項については、2005年度以前の入学生は従前どおりとする。
- 4 2000年度から2005年度までの入学生に適用する人文学部人間文化学科及び人間行動学科専門教育科目に次の科目を追加し、配当年次は次のとおりとする。

学部学科	授業科目	単位	配当年次				備考
			第一年次	第二年次	第三年次	第四年次	
人文学部 (人間文化学科 人間行動学科)	学部共通科目群 選択科目	キャリア形成入門Ⅰ	2	2			
		キャリア形成入門Ⅱ	2	2			
		キャリア形成講義Ⅰ	2		2		
		キャリア形成講義Ⅱ	2		2		
		キャリア形成講義Ⅲ	2			2	
		キャリア形成講義Ⅳ	2			2	
		キャリアトレーニング特別講義Ⅲ	2			2	
		キャリアトレーニング特別講義Ⅳ	2			2	
		インターンシップⅠ	1		1		
		インターンシップⅡ	1		1		
		インターンシップⅢ	1			1	
		インターンシップⅣ	1			1	
		キャリアスタートⅠ	2				2
		キャリアスタートⅡ	2				2

- 5 2000年度から2005年度までの入学生に適用する薬学部専門教育科目に次の科目を追加し、配当年次は次のとおりとする。

学部学科	授業科目	単位	配当年次				備考
			第一年次	第二年次	第三年次	第四年次	
薬学部 (薬学科生物薬学科)	専門教育科目 選択科目	キャリアトレーニングⅠ	1		1		
		キャリアトレーニングⅡ	1		1		
		病院・薬局実習Ⅲ	2			2	

附 則 (2007年4月1日)

- 1 この規則は、2007年4月1日から施行する。ただし、第13条については、2006年度以前の入学生は従前どおりとし、第13条人文学部3年次進級所要単位及び別表第2-7(薬学部薬学科基礎教育科目・専門教育科目)については、2006年度入学生から適用する。
- 2 第2条の2について、2006年度入学生については、次のとおりとする。

学 部	学 科		科 目 数 と 単 位 数
法 学 部	法律学科	教 養 総 合 教 育 科 目	<p>1 教養総合教育科目から合計24単位以上を修得すること。</p> <p>2 基礎リテラシー科目群に開設される外国語科目から8単位以上を修得しなければならない。</p>
		専門教育科目	<p>1 法律学科専門教育科目から40単位以上修得すること。</p> <p>2 法律学科専門教育科目修得要件の範囲は、基礎専門教育科目、一般専門教育科目のうち、法と市民生活部門、法と国の活動部門、法と企業の活動部門、法と歴史・文化・政治部門（キャリアトレーニングⅠ及び同Ⅱを除く。）及び演習科目の基礎演習とする。</p> <p>3 学際教育機構専門教育科目から必修科目を含め60単位以上を修得すること。</p> <p>4 防災・社会貢献ユニットに所属する学生にあつては、学際教育機構共通科目から共通実習科目3単位以上、共通専門科目8単位以上、専門外国語科目3単位以上、基礎能力養成科目2単位以上を含め16単位以上を修得しなければならない。</p> <p>さらに防災・社会貢献ユニット専門科目からユニット実習科目8単位以上、防災コース専門科目及び社会貢献コース専門科目のうち必修科目4単位（防災概論及び社会貢献概論）のほか、専攻するコースの専門科目14単位以上、演習科目12単位を含め44単位以上を修得しなければならない。</p> <p>5 スポーツマネジメントユニットに所属する学生にあつては、学際教育機構共通科目から共通実習科目2単位以上、共通専門科目8単位以上、専門外国語科目4単位以上、基礎能力養成科目2単位以上を含め16単位以上を修得しなければならない。ただし、専門外国語科目の修得要件はアスリートコースを専攻する学生には適用しない。</p> <p>さらにスポーツマネジメントユニット専門科目からユニット実習科目8単位以上、マネジメントコース専門科目及びアスリートコース専門科目のうち専攻するコースの専門科目18単位以上、演習科目12単位を含め44単位以上を修得しなければならない。</p> <p>6 上記1～5の要件を含め、合計100単位以上を修得すること。</p>
		上記を含め、合計124単位以上を修得すること。	
	国際関係 法 学 科	教 養 総 合 教 育 科 目	<p>1 教養総合教育科目から合計24単位以上を修得すること。</p> <p>2 基礎リテラシー科目群に開設される外国語科目から8単位以上を修得しなければならない。</p>
	専門教育科目	<p>1 国際関係法学科専門教育科目から40単位以上を修得すること。</p> <p>2 国際関係法学科専門教育科目修得要件の範囲は、基礎専門教育科目、一般専門教育科目のうち、国際関係部門、法と国際取引部門、地域の政治と法部門（キャリアトレーニングⅠ及び同Ⅱを除く。）、国内法部門及び演習科目の基礎演習とする。</p> <p>3 学際教育機構専門教育科目から必修科目を含め60単位以上を修得すること。</p> <p>4 防災・社会貢献ユニットに所属する学生にあつては、学際教育機構共通科目から共通実習科目3単位以上、共通専門科目8単位以上、専門外国語科目3単位以上、基礎能力養成科目2単位以上を含め16単位以上を修得しなければならない。</p> <p>さらに防災・社会貢献ユニット専門科目からユニット実習科目8単位以上、防災コース専門科目及び社会貢献コース専門科目のうち必修科目4単位（防災概論及び社会貢献概論）のほか、専攻するコースの専門科目14単位以上、演習科目12単位を含め44単位以上を修得しなければならない。</p>	

学 部	学 科		科 目 数 と 単 位 数
法 学 部	国際関係 法 学 科	専門教育科目	<p>5 スポーツマネジメントユニットに所属する学生にあつては、学際教育機構共通科目から共通実習科目2単位以上、共通専門科目8単位以上、専門外国語科目4単位以上、基礎能力養成科目2単位以上を含め16単位以上を修得しなければならない。ただし、専門外国語科目の修得要件はアスリートコースを専攻する学生には適用しない。</p> <p>さらにスポーツマネジメントユニット専門科目からユニット実習科目8単位以上、マネジメントコース専門科目及びアスリートコース専門科目のうち専攻するコースの専門科目18単位以上、演習科目12単位を含め44単位以上を修得しなければならない。</p> <p>6 上記1～5の要件を含め、合計100単位以上を修得すること。</p>
			上記を含め、合計124単位以上を修得すること。
経済学部	経済学科	教 養 総 合 教 育 科 目	<p>1 教養総合教育科目から合計24単位以上を修得すること。</p> <p>2 基礎リテラシー科目群に開設される外国語科目から8単位以上を修得しなければならない。</p>
		専門教育科目	<p>1 経済学科専門教育科目から40単位以上を修得すること。</p> <p>2 経済学科専門教育科目修得要件の範囲は、選択必修科目（演習Ⅰ、同Ⅱ、同Ⅲ、同Ⅳ、卒業論文指導及び卒業論文を除く。）、選択科目のうち、経済学分野選択科目及び特別演習・キャリアアップ関連科目（キャリアトレーニングⅠ及び同Ⅱを除く。）とする。</p> <p>3 学際教育機構専門教育科目から必修科目を含め60単位以上を修得すること。</p> <p>4 防災・社会貢献ユニットに所属する学生にあつては、学際教育機構共通科目から共通実習科目3単位以上、共通専門科目8単位以上、専門外国語科目3単位以上、基礎能力養成科目2単位以上を含め16単位以上を修得しなければならない。</p> <p>さらに防災・社会貢献ユニット専門科目からユニット実習科目8単位以上、防災コース専門科目及び社会貢献コース専門科目のうち必修科目4単位（防災概論及び社会貢献概論）のほか、専攻するコースの専門科目14単位以上、演習科目12単位を含め44単位以上を修得しなければならない。</p> <p>5 スポーツマネジメントユニットに所属する学生にあつては、学際教育機構共通科目から共通実習科目2単位以上、共通専門科目8単位以上、専門外国語科目4単位以上、基礎能力養成科目2単位以上を含め16単位以上を修得しなければならない。ただし、専門外国語科目の修得要件はアスリートコースを専攻する学生には適用しない。</p> <p>さらにスポーツマネジメントユニット専門科目からユニット実習科目8単位以上、マネジメントコース専門科目及びアスリートコース専門科目のうち専攻するコースの専門科目18単位以上、演習科目12単位を含め44単位以上を修得しなければならない。</p> <p>6 上記1～5の要件を含め、合計100単位以上を修得すること。</p>
		上記を含め、合計124単位以上を修得すること。	
	国際経済 学 科	教 養 総 合 教 育 科 目	<p>1 教養総合教育科目から合計24単位以上を修得すること。</p> <p>2 基礎リテラシー科目群に開設される外国語科目から8単位以上を修得しなければならない。</p>
	専門教育科目	<p>1 国際経済学科専門教育科目から40単位以上を修得すること。</p> <p>2 国際経済学科専門教育科目修得要件の範囲は、選択科目のうち、専門リテラシー科目群、国際経済基本科目群（演習Ⅰ、同Ⅱ、同Ⅲ、同Ⅳ、卒業論文指導及び卒業論文を除く。）、国際地域経済専門科目群、国際比較制度専門科目群、国際経済理論専門科目群、経済学分野選択科目及び特別演習・キャリアアップ関連科目（キャリアトレーニングⅠ及び同Ⅱを除く。）とする。</p>	

学 部	学 科		科 目 数 と 単 位 数
経済学部	国際経済学 科	専門教育科目	<p>3 学際教育機構専門教育科目から必修科目を含め60単位以上を修得すること。</p> <p>4 防災・社会貢献ユニットに所属する学生にあつては、学際教育機構共通科目から共通実習科目3単位以上、共通専門科目8単位以上、専門外国語科目3単位以上、基礎能力養成科目2単位以上を含め16単位以上を修得しなければならない。</p> <p>さらに防災・社会貢献ユニット専門科目からユニット実習科目8単位以上、防災コース専門科目及び社会貢献コース専門科目のうち必修科目4単位（防災概論及び社会貢献概論）のほか、専攻するコースの専門科目14単位以上、演習科目12単位を含め44単位以上を修得しなければならない。</p> <p>5 スポーツマネジメントユニットに所属する学生にあつては、学際教育機構共通科目から共通実習科目2単位以上、共通専門科目8単位以上、専門外国語科目4単位以上、基礎能力養成科目2単位以上を含め16単位以上を修得しなければならない。ただし、専門外国語科目の修得要件はアスリートコースを専攻する学生には適用しない。</p> <p>さらにスポーツマネジメントユニット専門科目からユニット実習科目8単位以上、マネジメントコース専門科目及びアスリートコース専門科目のうち専攻するコースの専門科目18単位以上、演習科目12単位を含め44単位以上を修得しなければならない。</p> <p>6 上記1～5の要件を含め、合計100単位以上を修得すること。</p>
			上記を含め、合計124単位以上を修得すること。
経営学部	経営学科	教 養 総 合 教 育 科 目	<p>1 教養総合教育科目から合計24単位以上を修得すること。</p> <p>2 基礎リテラシー科目群に開設される外国語科目から8単位以上を修得しなければならない。</p>
		専門教育科目	<p>1 経営学科専門教育科目から40単位以上を修得すること。</p> <p>2 経営学科専門教育科目修得要件の範囲は、専門選択必修科目（演習Ⅰ及び同Ⅱを除く。）、専門リテラシー科目及び経営学分野選択科目（基礎演習、キャリアトレーニングⅠ及び同Ⅱを除く。）とする。</p> <p>3 学際教育機構専門教育科目から必修科目を含め60単位以上を修得すること。</p> <p>4 防災・社会貢献ユニットに所属する学生にあつては、学際教育機構共通科目から共通実習科目3単位以上、共通専門科目8単位以上、専門外国語科目3単位以上、基礎能力養成科目2単位以上を含め16単位以上を修得しなければならない。</p> <p>さらに防災・社会貢献ユニット専門科目からユニット実習科目8単位以上、防災コース専門科目及び社会貢献コース専門科目のうち必修科目4単位（防災概論及び社会貢献概論）のほか、専攻するコースの専門科目14単位以上、演習科目12単位を含め44単位以上を修得しなければならない。</p> <p>5 スポーツマネジメントユニットに所属する学生にあつては、学際教育機構共通科目から共通実習科目2単位以上、共通専門科目8単位以上、専門外国語科目4単位以上、基礎能力養成科目2単位以上を含め16単位以上を修得しなければならない。ただし、専門外国語科目の修得要件はアスリートコースを専攻する学生には適用しない。</p> <p>さらにスポーツマネジメントユニット専門科目からユニット実習科目8単位以上、マネジメントコース専門科目及びアスリートコース専門科目のうち専攻するコースの専門科目18単位以上、演習科目12単位を含め44単位以上を修得しなければならない。</p> <p>6 上記1～5の要件を含め、合計100単位以上を修得すること。</p>
			上記を含め、合計124単位以上を修得すること。

学 部	学 科		科 目 数 と 単 位 数
人文学部	人文学科	教 養 総 合 教 育 科 目	<p>1 教養総合教育科目から合計40単位以上を修得すること。</p> <p>2 基礎リテラシー科目群から外国語科目12単位以上を含め、合計16単位以上を修得しなければならない。</p> <p>3 基礎教養科目群から24単位以上を修得しなければならない。</p>
		専門教育科目	<p>1 人文学科専門教育科目から合計24単位以上を修得すること。</p> <p>2 人文学科専門教育科目修得要件の範囲は、基礎専門科目、学科共通科目（1年次配当科目及びキャリアトレーニング特別講義Ⅱ）、コース専門教育科目のうち指定される40科目、学科共通関連科目のうち指定される10科目とする。</p> <p>3 学際教育機構専門教育科目から必修科目を含め60単位以上を修得すること。</p> <p>4 防災・社会貢献ユニットに所属する学生にあつては、学際教育機構共通科目から共通実習科目3単位以上、共通専門科目8単位以上、専門外国語科目3単位以上、基礎能力養成科目2単位以上を含め16単位以上を修得しなければならない。</p> <p>さらに防災・社会貢献ユニット専門科目からユニット実習科目8単位以上、防災コース専門科目及び社会貢献コース専門科目のうち必修科目4単位（防災概論及び社会貢献概論）のほか、専攻するコースの専門科目14単位以上、演習科目12単位を含め44単位以上を修得しなければならない。</p> <p>5 スポーツマネジメントユニットに所属する学生にあつては、学際教育機構共通科目から共通実習科目2単位以上、共通専門科目8単位以上、専門外国語科目4単位以上、基礎能力養成科目2単位以上を含め16単位以上を修得しなければならない。ただし、専門外国語科目の修得要件はアスリートコースを専攻する学生には適用しない。</p> <p>さらにスポーツマネジメントユニット専門科目からユニット実習科目8単位以上、マネジメントコース専門科目及びアスリートコース専門科目のうち専攻するコースの専門科目18単位以上、演習科目12単位を含め44単位以上を修得しなければならない。</p> <p>6 上記1～5の要件を含め、合計84単位以上を修得すること。</p>
		上記を含め、合計124単位以上を修得すること。	
	人間心理 学 科	教 養 総 合 教 育 科 目	<p>1 教養総合教育科目から合計26単位以上を修得すること。</p> <p>2 基礎リテラシー科目群から12単位以上を修得しなければならない。</p> <p>3 基礎教養科目群から10単位以上を修得しなければならない。ただし、3つ以上の分野から単位を修得しなければならない。</p>
	専門教育科目	<p>1 人間心理学科専門教育科目から38単位以上を修得すること。</p> <p>2 人間心理学科専門教育科目修得要件の範囲は、基礎専門科目群、学部共通科目群（1年次配当科目及びキャリアトレーニング特別講義Ⅱ）、学科共通科目群（1年次配当科目のみ）、領域科目群のうち指定される40科目、学科関連科目群のうち指定される10科目とする。</p> <p>3 学際教育機構専門教育科目から必修科目を含め60単位以上を修得すること。</p> <p>4 防災・社会貢献ユニットに所属する学生にあつては、学際教育機構共通科目から共通実習科目3単位以上、共通専門科目8単位以上、専門外国語科目3単位以上、基礎能力養成科目2単位以上を含め16単位以上を修得しなければならない。</p> <p>さらに防災・社会貢献ユニット専門科目からユニット実習科目8単位以上、防災コース専門科目及び社会貢献コース専門科目のうち必修科目4単位（防災概論及び社会貢献概論）のほか、専攻するコースの専門科目14単位以上、演習科目12単位を含め44単位以上を修得しなければならない。</p>	

学 部	学 科		科 目 数 と 単 位 数
人文学部	人間心理学 学 科	専門教育科目	5 スポーツマネジメントユニットに所属する学生にあつては、学際教育機構共通科目から共通実習科目2単位以上、共通専門科目8単位以上、専門外国語科目4単位以上、基礎能力養成科目2単位以上を含め16単位以上を修得しなければならない。ただし、専門外国語科目の修得要件はアスリートコースを専攻する学生には適用しない。 さらにスポーツマネジメントユニット専門科目からユニット実習科目8単位以上、マネジメントコース専門科目及びアスリートコース専門科目のうち専攻するコースの専門科目18単位以上、演習科目12単位を含め44単位以上を修得しなければならない。 6 上記1～5の要件を含め、合計98単位以上を修得すること。 上記を含め、合計124単位以上を修得すること。

- 3 2000年度から2005年度までの入学生に適用する薬学部専門教育科目に次の科目を追加し、配当年次は次のとおりとする。

学部学科	授 業 科 目		単 位	配 当 年 次				備 考
				第一年次	第二年次	第三年次	第四年次	
薬学部 (薬学科 生物薬学科)	専門教育科目	選択科目	病院・薬局実習Ⅳ	1			1	

附 則 (2008年4月1日)

- この規則は、2008年4月1日から施行する。ただし、2007年度以前の入学生は従前どおりとし、別表第2-3 (経営学部経営学科専門教育科目) については2007年度入学生から適用し、別表第2-7 (薬学部薬学科基礎教育科目・専門教育科目) 及び別表第2-8 (学際教育機構専門教育科目) については2006年度入学生から適用する。
- 2008年度の経営学部経営学科3年次への編入学者及び転入学者の修得すべき科目数と単位数は次のとおりとする。

教 養 総 合 教 育 科 目	1 教養総合教育科目から合計24単位以上を修得すること。 2 基礎リテラシー科目群に開設される外国語科目から8単位以上を修得しなければならない。
専門教育科目	1 専門選択必修科目から20単位以上を修得すること。 2 専門リテラシー科目から8単位以上を修得すること。 3 上記1、2を含めて合計100単位以上を修得すること。 4 4年次において最低8単位の専門教育科目を修得しなければならない。ただし、4年次において交換留学及び派遣留学中の学生は、この適用を除外する。 5 経済学関連科目は20単位以内を卒業所要単位として算入することができる。 6 法学関連科目は3科目12単位以内を卒業所要単位として算入することができる。
	上記を含め、合計124単位以上を修得すること。

附 則 (2009年4月1日)

- 1 この規則は、2009年4月1日から施行する。ただし、2008年度以前入学生は従前どおりとする。
- 2 前項ただし書にかかわらず、第13条第1項第2号に定める薬学部進級要件については、2006年度入学生から適用し、薬学部2006年度入学生については、「共通教育科目」を「教養総合教育科目」に読み替えるものとする。
- 3 第1項ただし書にかかわらず、別表第2-7(薬学部薬学科基礎教育科目・専門教育科目)については、2006年度入学生から適用する。

附 則 (2009年6月25日)

この規則は、2009年6月25日から施行する。ただし、第8条第1項第2号については、同年5月21日から適用する。

附 則 (2010年4月1日)

- 1 この規則は、2010年4月1日から施行する。ただし、2009年度以前入学生は従前どおりとする。
- 2 前項ただし書にかかわらず、第13条第1項第2号に定める薬学部進級要件については、2006年度入学生から適用し、薬学部2006年度入学生については、「共通教育科目」を「教養総合教育科目」に読み替えるものとする。
- 3 第1項ただし書にかかわらず、別表第2-7(薬学部薬学科基礎教育科目・専門教育科目)については、2006年度入学生から適用する。
- 4 第1項ただし書にかかわらず、別表1-1(法学部法律学科共通教育科目)、別表1-2(経済学部経済学科・国際経済学科共通教育科目)、別表1-3(経営学部経営学科共通教育科目)、別表1-4-1(人文学部人文学科共通教育科目)、別表1-4-2(人文学部人間心理学科共通教育科目)、別表1-6(栄養学部栄養学科共通教育科目)、別表1-7(薬学部薬学科共通教育科目)及び別表第2-8(学際教育機構専門教育科目)については、2007年度入学生から適用する。

附 則 (2011年4月1日)

- 1 この規則は、2011年4月1日から施行する。ただし、2010年度以前の入学生は従前どおりとする。
- 2 前項ただし書にかかわらず、別表第2-7(薬学部薬学科基礎教育科目・専門教育科目)については、2006年度入学生から適用する。

附 則 (2012年4月1日)

- 1 この規則は、2012年4月1日から施行する。ただし、2011年度以前の入学生は従前どおりとする。
- 2 前項ただし書にかかわらず、法学部、経済

学部、経営学部及び栄養学部の2007年度から2011年度の入学生並びに総合リハビリテーション学部社会リハビリテーション学科の2009年度から2011年度の入学生については、別表第1-1、別表第1-2、別表第1-3、別表第1-5-2及び別表第1-6該当学部、学科の※を付した科目を適用する。

附 則 (2013年4月1日)

- 1 この規則は、2013年4月1日から施行する。ただし、2012年度以前の入学生は従前どおりとする。
- 2 前項ただし書きにかかわらず、法学部、経済学部、経営学部及び人文学部の2010年度から2012年度の入学生については、別表第2-8の※を付した科目を適用する。

附 則 (2014年4月1日)

この規則は、2014年4月1日から施行する。ただし、2013年度以前の入学生は従前どおりとする。

附 則 (2015年4月1日)

- 1 この規則は、2015年4月1日から施行する。ただし、2014年度以前の入学生は従前どおりとする。
- 2 ~省略~
- 3 ~省略~
- 4 ~省略~

附 則 (2016年4月1日)

- 1 この規則は、2016年4月1日より施行する。ただし、2015年度以前の入学生は従前どおりとする。
- 2 ~省略~
- 3 第1項ただし書きにかかわらず、第13条第1項第2号に定めるグローバル・コミュニケーション学部及び薬学部の学生の進級所要単位については、2015年度入学生から適用し、薬学部の2013年度及び2014年度入学生については、次のとおりとする。
~表省略~
- 4 第1項のただし書きにかかわらず、別表第2-3(経営学部経営学科専門教育科目)別表第2-9(薬学部薬学科基礎教育科目・専門教育科目)については、2015年度入学生から適用し、薬学部の2013年度及び2014年度入学生に適用する別表第2-9(薬学部 薬学科基礎教育科目・専門教育科目)については次のとおりとする。
~表省略~